HIV 感染を告知しなかったことを理由に、ソーシャルワーカーとしての内定を取り消されたとして男性が病院側を提訴したという報道への見解

私たちは、社会福祉士、精神保健福祉士などのソーシャルワーク専門職で組織された団体です。

複数の報道によりますと、北海道内に住む 30 代の男性が、HIV 感染を告知しなかったことを理由に病院のソーシャルワーカーとしての就職内定を取り消されたとして、7月13日に病院側に損害賠償を求め提訴しました。男性は過去にこの病院で診察を受けたことがあり、病院側はカルテの記録から男性の HIV 感染を知ったとのことです。

厚生労働省の「職場におけるエイズ問題に関するガイドラインの解説」によると、「HIV 感染の有無それ自体は、応募者の能力及び適性とは一般的には無関係であることから、採用選考を目的とした HIV 検査は原則として実施されるべきではない。」とされており、HIV 感染を理由として内定を取り消すような不利益な処遇は認められません。また、「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」においては、「人権の尊重」の項を設け、感染者等の就学・就労や地域での社会活動等の社会参加の促進は、人権擁護とウェルビーイングの増進のみならず、国民の理解の促進につながり、特に、健康状態が良好である感染者等については、その処遇において他の健康な者と同様に扱うことが重要である、としています。

私たちは、HIV 感染者に対するいかなる差別にも異議を申し立てるとともに、就職活動だけでなく社会参加のあらゆる機会において法令及び人権尊重の理念に則って個人情報が取り扱われることを心から願い、今回の件を社会全体の問題として捉える必要性を強く感じます。そしてどのような場所においても病気や障害に関する正しい理解を促進することにより、人間の尊厳の尊重と社会正義の実現に貢献していきます。

## 2018年7月26日

公益社団法人日本社会福祉士会 会長 西島 善久 公益社団法人日本医療社会福祉協会 会長 早坂 由美子 特定非営利活動法人日本ソーシャルワーカー協会 会長 岡本 民夫